

議案第98号

長岡市職員の給与に関する条例等の一部改正について

長岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(長岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 長岡市職員の給与に関する条例(昭和31年長岡市告示第43号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の117.5」に、「100分の107.5」を「100分の97.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の117.5」に、「100分の70」を「100分の65」に、「100分の107.5」を「100分の97.5」に、「100分の60」を「100分の55」に改める。

第2条 長岡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項各号列記以外の部分中「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に、「100分の55」を「100分の57.5」に改める。

(長岡市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 長岡市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年長岡市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項各号列記以外の部分中「100分の165」を「100分の160」に改める。

第4条 長岡市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項各号列記以外の部分中「100分の160」を「100分の162.5」に改める。

(長岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 長岡市特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年長岡市告示第42号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「100分の165」を「100分の160」に改める。

第6条 長岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「100分の160」を「100分の162.5」に改める。

(長岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 長岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年長岡市条例

第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の117.5」に、「100分の165」を「100分の160」に改める。

第8条 長岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の160」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和4年4月1日から施行する。